

ワーキンググループの設置について（案）

総合戦略部会は、運営規約（平成 21 年 3 月 24 日総会決定）第 19 条の規定、「協働戦略の策定に向けた当面の審議方針について」（平成 21 年 3 月 24 日総会決定）の定めるところにより、「協働戦略の策定に向けた作業計画」（以下、「作業計画」という。）に示された各課題について、以下のワーキンググループを設置する。

なお、各ワーキンググループの趣旨や検討課題の詳細については、各ワーキンググループで定める趣意書によるものとする。また、作業計画の定めるところにより、新たな課題を取り上げることとなった場合等については、必要に応じワーキンググループの改編や追加を検討する。

1. ○○○○○ワーキンググループ

- ①趣旨（作業計画より抜粋予定）
- ②検討課題例（作業計画より抜粋予定）
- ③主な構成グループ及び幹事

2. ○○○○○ワーキンググループ

- ①趣旨（作業計画より抜粋予定）
- ②検討課題例（作業計画より抜粋予定）
- ③主な構成グループ及び幹事

3. ○○○○○ワーキンググループ

- ①趣旨（作業計画より抜粋予定）
- ②検討課題例（作業計画より抜粋予定）
- ③主な構成グループ及び幹事